

# 敦賀市総合運動公園 個別施設計画

令和3年3月

敦賀市教育委員会 総合運動公園

## 目次

---

1	策定の目的と位置付け .....	1
	（1）背景 .....	1
	（2）目的 .....	1
	（3）本計画の位置付け .....	2
2	計画期間と対象施設 .....	3
	（1）計画期間 .....	3
	（2）対象施設 .....	3
3	現状と課題 .....	4
	（1）機能 .....	4
	（2）建物 .....	4
	（3）利用状況（稼働率） .....	4
4	基本的な考え方 .....	5
	（1）機能及び建物 .....	5
5	施設の状態 .....	6
6	対策内容と費用 .....	7
	（1）対策内容と実施時期 .....	7
	（2）概算費用 .....	8

- ・ 本計画は、特に断りがない場合、令和元（2019）年度末時点のデータに基づき作成しています。

## 1 策定の目的と位置付け

---

### (1) 背景

高齢化の進展、自由時間の増大、生活の利便化など社会・生活環境の変化に対応し、活力ある社会を推進するためスポーツを文化とし、定着させる必要があります。

総合運動公園は、総面積327,000㎡の敷地に、本格的な運動施設をはじめ、家族ぐるみで楽しめるレクリエーション施設、やすらぎと憩いの修景施設を配し、四季を通じて豊かな自然のなかで様々な健康づくり体力づくり、スポーツを通じて豊かであるおいのある明日を築いていただくことに寄与しています。

敦賀市の中核を担うスポーツ施設として、陸上競技場・体育館・テニスコート・弓道場・ゲートボール場・野球場・プール（屋内・屋外）を備え、またレクリエーション施設として、ちびっ子広場の大型複合遊具、ローラー滑り台・人工芝ゲレンデそり場を配しております。

役割としては、総合型地域スポーツ活動の推進、各種スポーツ大会・事業の開催、スポーツ全般のレベルアップ、スポーツ振興団体の育成、スポーツ交流の促進を図る拠点施設となります。

このように市民生活に大きく関わっている総合運動公園は、人口の変動や社会活動の変化に対応できるよう、施設、機能、設備の更新が求められており、その整備計画や整備方法等が課題となっています。

一方で、施設や設備の大規模改修、維持補修には多額の費用を要するため、適正な維持管理を進める必要があります。

このような中、今後は、敦賀市公共施設等総合管理計画に基づき、既存施設の長寿命化を検討し、中長期的な維持管理等に係るコストの縮減及び予算の平準化を図りながら、社会教育施設としての機能を充実させることが求められています。

また、施設の整備に当たっては、単に劣化した建物や設備を新築時の状態に戻すだけでなく、その機能や性能についてその時点で求められている水準に引き上げ、安全安心な施設環境の確保等が求められています。

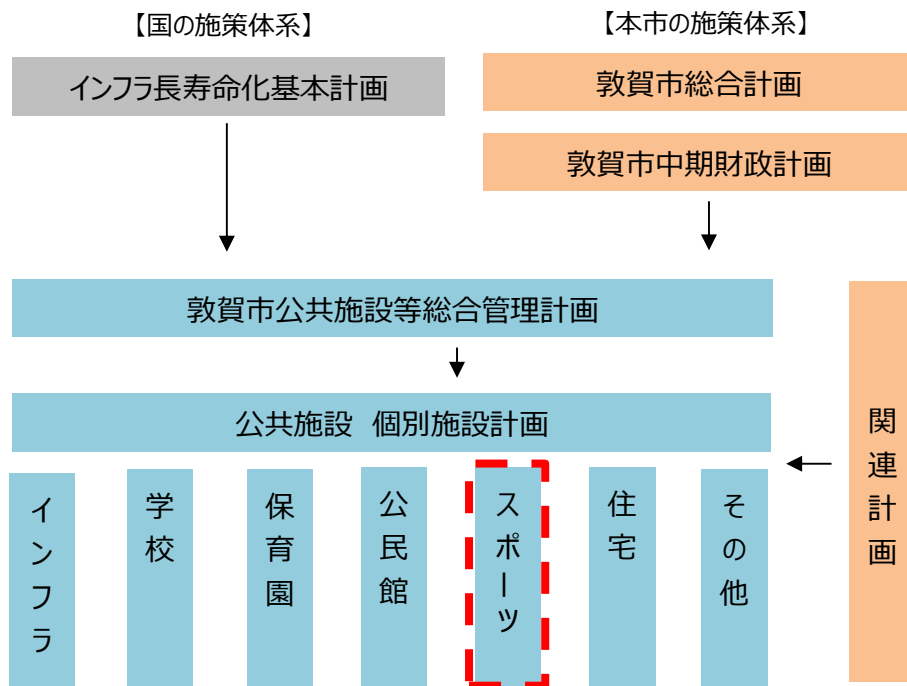
### (2) 目的

「敦賀市総合運動公園の個別施設計画（以下「本計画」という。）」は、総合運動公園の有する現状と課題を踏まえ、総合運動公園が有する機能及び建物についての基本的な考え方と、それに基づく具体的な対応方針を明らかにすることを目的としています。

### (3) 本計画の位置付け

本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の下位計画となります。

図表1 本計画の位置付け



## 2 計画期間と対象施設

### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の改訂や社会環境等の変化等を踏まえ、適時見直しを行います。

### (2) 対象施設

本計画の対象施設は、総合運動公園内の各施設です。

なお、同施設は、敦賀市公共施設等総合管理計画において「スポーツ・レクリエーション系施設」に区分されています。

図表2 対象施設概要

施設名称	地区	運営形態	延床面積 (㎡)	代表建築 年度	経過年	耐用年数	残耐用 年数
総合運動公園陸上競技場	松原	委託	1,778	1987	32	47	15
総合運動公園野球場	松原	直営	2,649	1987	32	47	15
敦賀市総合運動公園体育館	松原	一部委託	9,931	1990	29	47	18
敦賀市総合運動公園テニスコート	松原	委託	471	1988	31	50	19
敦賀市総合運動公園ゲートボール場	松原	委託	1,248	1993	26	34	8
敦賀市総合運動公園弓道場	松原	委託	1,114	1994	25	47	22
総合運動公園プール	松原	直営	5,825	1997	22	50	28

### 3 現状と課題

#### (1) 機能

地域性、スポーツ人口、既存施設の老朽化等を勘案し、将来において効率的活用ができるよう計画的にスポーツ施設の整備充実を図ることが求められます。

また、スポーツ施設を総合的・機能的に活用しながら、身近に行えるスポーツの場の充実を図ると共に、年齢各層のスポーツニーズに対応した活動やスポーツ参加を促進するための事業も求められます。

今後は、高齢者の増加等の人口構成の変化に合わせて、質に重点を置いた公共サービスのあり方を検討する必要があります。

#### (2) 建物

おおむね各施設は、建築から25年以上経過し、施設全体の老朽化が目立ってきており修繕や改修の計画更新が必要です。

#### (3) 利用状況（稼働率）

各施設の利用状況です。屋内プールやトレーニングルームは稼働率が高く、市内外からの来客が見込めます。

図表3 稼働率

(開放時間帯を午前・午後・夜間の3コマに分け調査)

施設名		稼働率
陸上競技場		62.70%
野球場		59.60%
体育館	第1競技場	57.40%
	第2競技場	60.00%
	研修室	53.30%
テニスコート		55.40%
ゲートボール場		73.90%
弓道場		56.50%
プール	屋内	72.10%
	屋外	8.90%
	トレーニングルーム	87.10%

## 4 基本的な考え方

---

### (1) 機能及び建物

総合運動公園は、敦賀市における総合スポーツ施設の中核として、社会体育や地域スポーツ活動の拠点としての重要な機能を有していることから、今後も存続します。

敦賀市公共施設等総合管理計画の取組方針を踏まえ、長寿命化を検討します。ただし、建物や敷地等の安全確保や狭隘度等の課題がある場合は、総合的に検証して、建替え等の整備を検討します。

また、老朽化が著しい箇所については、施設の運営に影響が生じる前に優先度に基づく修繕や更新をし、機能の維持を図ります。

これまでも計画的な老朽箇所の改修または修繕等を行っていますが、今後は時代とともに施設に要求される機能も見据えながら、施設水準の向上を図ります。

## 5 施設の状態

総合運動公園体育館及びプールでは、建築基準法第12条による特殊建築物調査、同法等による法令点検、また「敦賀市公共施設簡易点検マニュアル」に基づく年1回の目視点検を行っており、その結果は以下のとおりです。

図表4 法令点検及び簡易目視点検結果

施設名	建築物	設備その他
陸上競技場	壁面ひび割れ	計時計測用配線絶縁不良(令和3年度修繕予定)
野球場		スコアボード内制御盤動作不良(令和3年度改修予定)
体育館	屋上より雨漏りあり(令和2年度修繕)	冷温水機老朽化
テニスコート		テニスコート人工芝老朽化(令和3年度より順次張替予定)
ゲートボール場	地盤沈下	トイレ排水管不良(令和3年度修繕予定)
弓道場		近的場の横引シャッター不良(令和3年度修繕予定)
プール		冷温水機プレート熱交換器老朽化



## 6 対策内容と費用

### (1) 対策内容と実施時期

基本的な考え方や施設の状態を踏まえた、本計画期間（10年間）における具体的な対策内容と実施時期は次のとおりです。

図表5 対策内容と実施時期

施設名称	方向性_機能	方向性_建物	2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030										検討段階
			現状維持										
総合運動公園陸上競技場	存続	現状維持	現状維持										決定
総合運動公園野球場	存続	現状維持	現状維持										決定
敦賀市総合運動公園体育館	存続	現状維持	現状維持										決定
敦賀市総合運動公園テニスコート	存続	現状維持	現状維持										決定
敦賀市総合運動公園ゲートボール場	存続	現状維持	現状維持										決定
敦賀市総合運動公園弓道場	存続	現状維持	現状維持										決定
総合運動公園プール	存続	現状維持	現状維持										決定

機能は存続、建物は現状維持を基本に、建築から25年以上経過している建物が多いことから状況により修繕または改修を検討します。

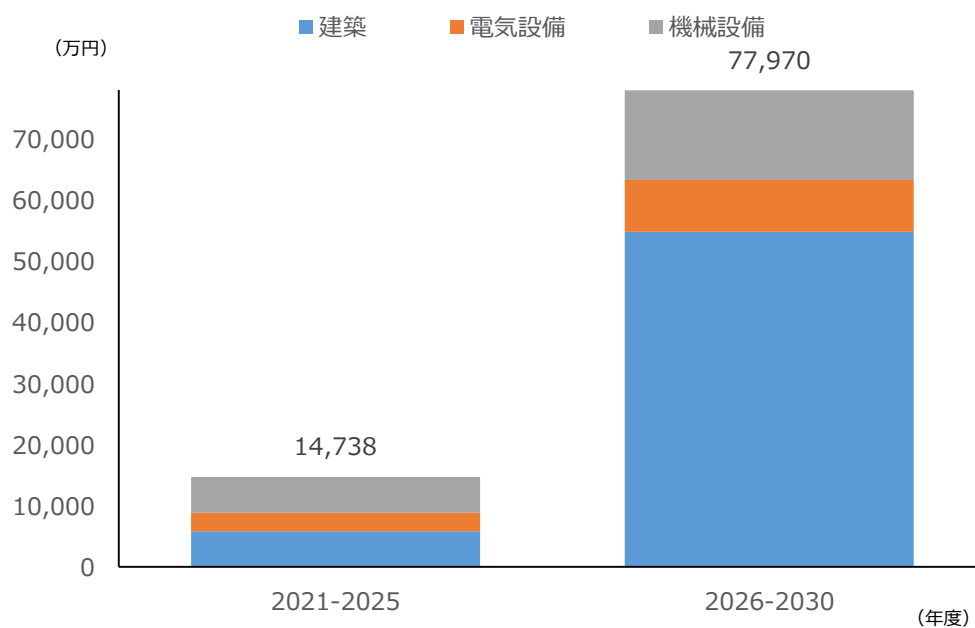
改修の際には利用団体と協議を行いながらあり方を検討します。

なお、前ページ図表4で挙げた修繕が必要な箇所については、現状維持とした施設についても、適切に修繕を実施します。

## (2) 概算費用

本計画期間における対策内容に要する概算費用は、建築（建物）、電気設備、機械設備で合計92,708万円を見込んでいます。ただし、この費用は機械的な試算であり、今後の施設の状態等により変動します。

図表6 概算費用



※ 国土交通省官庁営繕部監修「建築物のライフサイクルコスト」の㎡単価に基づく試算。建築からの経過年により必要とされる額を算出した機械的な試算であり、「6(1) 対策内容と実施時期」の内容とは連動していない。